

遊林愛児園 園則（兼運営規定）

第1章 総則

（事業所の名称等）

第1条 社会福祉法人 遊林福祉会が設置するこの幼保連携型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 幼保連携型認定子ども園 遊林愛児園
- （2）所在地 福岡県うきは市浮羽町高見679番地2

（施設の目的及び運営方針）

第2条 認定こども園 遊林愛児園（以下「当園」という。）は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての就学前の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

- 2 当園は、教育・保育の提供に当たっては、入園する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当園は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、乳幼児期の特性や発達過程及び園児を取り巻く状況等を踏まえながら、園生活を通して生きる力の基礎を育成するよう、教育と保育を一体に行うものとする。
- 4 当園は、社会の期待や願いに応えられる創意と活力のある教育・保育活動をすすめ、園児・保護者・地域に信頼されるよう努めるものとする。
- 5 当園は、安心・安定した情緒と落ち着いた環境の中で、健やかで豊かな心と身体が育つよう教育・保育を行うものとする。

第2章 定員

（学級の編制）

第3条 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編成するものとする。

- 2 1学級の園児の数は、35人以下を原則とする。
- 3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢である園児で編制することを原則とする。

(認可定員)

第4条 当園の認可定員は145名とする。

(利用定員)

第5条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第1号の子ども（保育を必要としない満3歳以上の子ども。以下「1号認定子ども」という。） 35名
- (2) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする満3歳以上の子ども。以下「2号認定子ども」という。） 60名
- (3) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする満3歳未満の子ども。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 40名
- (4) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 10名

第3章 入所及び退所

(提供する教育・保育等の内容)

第6条 当園は、幼保連携型認定子ども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づき、以下に掲げる教育・保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育（第12条に規定する時間において提供する教育・保育をいう。以下同じ。）保育内容は健康・人間関係・環境・言葉・表現とする。
- (2) 食事の提供
- (3) 放課後児童健全育成事業
- (4) 子育て支援事業および地域子育て支援拠点事業（センター型）
- (5) 一時預かり事業
- (6) 延長保育事業
- (7) その他教育・保育に関わる行事等

(保護者に対する子育て支援の内容に関する事項)

第7条 前条に規定する子育て支援事業の内容については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成18年9月7日文部科学省・厚生労働省令第3号）第2条各項のとおりとする。更に、隣接する「うきは地域子育て支援センター」と連携しながら、当園の園児や保護者のみならず当市全域を対象に、「安心して子どもを産み育てることができる」子育て環境作りに努める。

(放課後児童健全育成事業)

第8条 放課後帰宅しても保護者が不在である家庭の児童を対象に、子どもたちの生活を守り、児童の健全育成及び指導を目的として学童保育を行う。

(地域子育て支援拠点事業(センター型))

第9条 地域の乳幼児のいる子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、全ての子育て家庭を地域で支える取組など、地域の子育て支援を行う。

(一時預かり事業)

第10条 当園は、9時から17時まで、保護者が、病気や出産、家族の看護などで緊急に保護が必要とされる子どもに対して、一時的に保育を実施する。ただし、受け入れ態勢や子どもの状況などにより、受け入れが困難な場合はこの限りでない。

(延長保育事業)

第11条 当園は、保育標準認定子どもについては7時30分から18時30分まで、保育短時間認定子どもについては8時30分から16時30分まで、それぞれ平常の保育時間を超えて保育が必要な場合に園長保育を行う。

第4章 職員及び雑務

(職員の職種、員数および職務の内容)

第12条 教育・保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数および職務内容は、次のとおりとする。ただし、利用乳幼児の受け入れ状況等により、員数が変動する場合は有り得る。

(1) 園長 1名

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園務を司る。

(2) 副園長(教頭) 1名

副園長(教頭)は、利用乳幼児を全体的に把握し、園長を補佐する。

(3) 主幹保育教諭 2名

主幹保育教諭は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、教育・保育内容について他の保育教諭を総括する。主幹保育教諭は、3歳以上児クラスに1名、3歳未満児クラスに1名をそれぞれ配置する。

(4) 保育教諭 10名以上

保育教諭は、教育・保育に専従し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

- (5) 栄養士 1名以上
栄養基準及び献立を作成し、給食及びおやつを調理する
- (6) 調理員 2名以上
調理員は、栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。
- (7) 事務員 1名
事務に従事する。
- (8) 園医 2名
嘱託内科医と嘱託歯科医を置く。
- (9) 養護教諭・看護師 1名
園児の養護を管理する。
- (10) 薬剤師（委託） 1名
薬事業務を行う。
- (11) 学童保育指導員 2名以上
放課後児童健全育成のため、学童の指導を行う。
- (12) 地域子育て支援センター指導員 2名以上
地域の乳幼児のいる子育て家庭を支援する。
上記以外に、必要に応じて職員を配置する。

第5章 入所児童の処遇

(学期)

第13条 1年を次の3学期に分ける。

- (1) 第1学期 4月1日から7月31日まで
- (2) 第2学期 8月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

(教育・保育の提供を行う時間)

第14条 教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に関わる保育時間（11時間）
7時30分から18時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。
- (2) 保育短時間認定に関わる保育時間（8時間）
8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。
- (3) 教育標準時間（7時間）
9時から16時までを標準とする。

(教育・保育の提供を行う日及び行わない日)

第15条 2号認定及び3号認定子どもについては、教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。但し、1号認定子どもについては、月曜日から金曜日までとする。

2 2号認定及び3号認定子どもについては、当園の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 年末年始(12月29日から翌年1月3日)

(3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

但し、日曜日・祝日及び年末年始については保護者の要望に応じて教育及び保育を行う。

3 1号認定子どもについては、上記第2項以外に、以下の期間及び日においては、教育・保育の提供は原則として行わない。

(1) 夏季休業 7月21日から8月31日まで

(2) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

(3) 春季休業 3月25日から4月7日まで

(4) 土曜日

但し上記休業中であっても、保護者が要望する場合は、教育及び保育を提供する。

4 教育・保育上必要があり、または、やむを得ない事情があるときは、前2項の規定にかかわらず休業日に教育・保育を行うことがある。

5 非常変災その他急迫の事態があるときは、臨時に教育・保育を行わないことがある。

(入園に関する事項)

第16条 当園に入園するときは、当園が定める所定の手続きを要する

2 1号認定子どもについて、入園希望者が利用定員を上回る場合は、当園の建学の精神に基づく選考を行う。

3 2号認定及び3号認定子どもについては、うきは市の行う利用調整を経て、園長が入園を決定する。

4 前2項の規定に関わらず、在園する子どもの支給認定区分変更に伴う園内の異動については、園長が決定する。

(休園、退園、転園に関する事項)

第17条 休園、退園もしくは転園しようとする者は、その理由を記して園長に届け出るものとする。

(利用の終了に関する事項)

第18条 当園は、以下の場合に教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 1号認定子ども及び2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき

(2) 3号認定子どもの保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他の所轄官庁と協議のうえ、退所されることが適当と認められたとき

(4) その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき

2 当園が定める所定の教育・保育課程を修了した者には、修了証書を授与する。

(保護者から受領する利用者負担額その他費用の種類、支払を求める理由及びその額)

第19条 うきは市の条例に基づき、利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 うきは市の条例に基づき、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用の実費の支払いを受けることがある。

3 延長保育の料金は、別表のとおりとする。

4 一時預かり保育の料金は、別表のとおりとする。

(緊急時における対応方法)

第20条 当園の職員は、教育・保育の提供を行っているときに、子どもに病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は子どもの主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、うきは市、子どもの保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 子どもに対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第21条 当園は、非常災害に備え、子どもの安全を確保するための具体的な計画及びマニュアル(次項及び第4項において「計画等」という。)を作成することとする。

2 当園は、計画等に基づき、子どもの避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、子どもに避難方法等について理解させるよう努めることとする。

3 当園は、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

4 当園は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証及び必要な見直しを行うこととする。

(虐待の防止のための措置)

第22条 当園は、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

第7章 文書

(記録の整備)

第23条 当園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 教育・保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した教育・保育に係る提供記録
- (3) うきは市が支給認定を行った市区町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

第8章 保護者会

(保護者会)

第24条 本園には、保育の向上を図り、保護者との連絡を緊密にするために、保護者会を設けることができるものとする。この場合、保護者会の規定は保護者との協議の上定めるものとする。

(保育教材費等)

第25条 保育に係る保育教材費等は、原則として本園の負担とするが、通常の保育以外等における特別な場合には、保護者会と協議の上、当該保育教材費等を徴収することができるものとする。

第9章 内部牽制組織

(内部牽制制度の確立)

第26条 本園は、施設運営の健全化を図るために、別に定めるところの経理規程準則に基づき、金銭、物品及び会計記録等の取扱の内部牽制制度の確立を図るものとする。

第10章 雑則

(改正)

第27条 この規則を改正、廃止するときは、社会福祉法人 遊林福社会理事会の議決を経るものとする。

附則

この園則は平成27年4月1日から実施する。

一部改正・・・令和2年4月1日より実施する。

一部改正・・・令和3年4月1日より実施する。

一部改正・・・令和4年4月1日より実施する。

【別表】遊林愛児園 園則（兼運営規定）第 19 条 第 3 項、第 4 項

◎ 1 号認定

一時預かり（幼稚園型）利用料金

1 号認定	
降園時間	延長料金
16:01～17:00	100 円
17:01～18:00	200 円
18:01～18:30	300 円(おやつ代含む)
18:31～19:00	400 円

※19:00 以降は、30 分毎に、園児 1 名につき、500 円ずつ追加徴収。

1 号認定（幼稚園型）利用料金

給食費	1 ヶ月あたり 4,000 円 (主食費 500 円、副食費 3,500 円)
土曜日	1 日 700 円

夏休み (7/21～31)	平日 1 日 500 円、土曜日 1 日 700 円
夏休み (8/1～31)	1 日 700 円 (給食費込み)
冬休み (12/25～1/7)	平日 1 日 500 円、土曜日 1 日 700 円
春休み (3/25～入園式前日)	平日 1 日 500 円、土曜日 1 日 700 円

◎ 2 号・3 号認定

利用料金

2 号認定 (年少児・年中児・年長児)	
給食費	1 ヶ月あたり 5,000 円 (主食費 500 円、副食費 4,500 円)

3 号認定 (0・1・2 歳児)	
保育料 (給食費含む)	

延長料金

2 号・3 号認定		
降園時間	短時間 延長料金	標準時間 延長料金
16:31～17:00	50 円	
17:01～18:00	150 円	
18:01～18:30	250 円 (おやつ代含む)	50 円 (おやつ代)
18:31～19:00	350 円	100 円

※19:00 以降は、30 分毎に、園児 1 名につき、500 円ずつ追加徴収。